

第100期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

[事業報告]

1. 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」
2. 会社役員(取締役、監査役)に関する事項のうち「責任限定契約」
3. 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」
4. 当行の新株予約権等に関する事項
5. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
7. 特定完全子会社に関する事項
8. 親会社等との間の取引に関する事項
9. 会計参与に関する事項
10. その他

[計算書類等]

- ・ 個別注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 連結株主資本等変動計算書

株式会社琉球銀行

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ(<http://www.ryugin.co.jp/information/kabunushi.html>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1, 2 5 9 人	1, 2 4 3 人
平 均 年 齢	3 9 年 1 月	3 9 年 5 月
平 均 勤 続 年 数	1 6 年 7 月	1 6 年 1 1 月
平 均 給 与 月 額	3 4 3 千 円	3 5 5 千 円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員（359人）及び嘱託（185人）は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(2) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
那 覇 地 区	3 0 店 うち出張所 (1 0)	3 0 店 うち出張所 (1 0)
南 部 地 区	8 (1)	8 (1)
中 部 地 区	2 8 (4)	2 8 (4)
北 部 地 区	6 (2)	6 (2)
離 島 地 区	3 (-)	3 (-)
県 外 地 区	1 (-)	1 (-)
合 計	7 6 (1 7)	7 6 (1 7)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を 24,758 カ所（うち当行 CD/ATM 158 カ所、イーネット ATM 13,436 カ所、ローソン ATM 11,164 カ所）設置しております。（前年度末は当行 CD/ATM 153 カ所、イーネット ATM 13,107 カ所、ローソン ATM 10,778 カ所の計 24,038 カ所）

ロ. 当年度新設営業所

該当ございません

注 当年度において店舗外現金自動設備を「イオンタウン泡瀬出張所」ほか4カ所新設いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

(3) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

（1）責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
新垣 昌光	当行と社外取締役および社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額としております。
太田 守明	
仲村 毅	
山城 克己	

3. 社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
新垣 昌光	オリオンビール株式会社 代表取締役副社長 同社は当行の大株主であります。
太田 守明	株式会社りゅうせき 相談役
仲村 毅	大同火災海上保険株式会社 代表取締役専務 同社は当行の大株主であります。
山城 克己	沖縄電力株式会社 常任監査役 同社は当行の大株主であります。

注 当行は上記会社と通常の銀行取引を除き、特に利害関係はありません。

4. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	① 名称 株式会社琉球銀行第1回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,100株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成23年8月1日～平成53年7月28日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	5名
	① 名称 株式会社琉球銀行第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 31,400株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成24年8月1日～平成54年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	5名
	① 名称 株式会社琉球銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,200株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日～平成55年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	① 名称 株式会社琉球銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 31,000株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成26年8月1日～平成56年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	8名
	① 名称 株式会社琉球銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,000株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日～平成57年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	8名
社外取締役	① 名称 株式会社琉球銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 600株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日～平成55年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称 株式会社琉球銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 600株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成26年8月1日～平成56年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社琉球銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 400株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日～平成57年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	1名
監査役	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社琉球銀行第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 900株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成24年8月1日～平成54年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社琉球銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 600株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日～平成55年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社琉球銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,800株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成26年8月1日～平成56年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
監 査 役	① 名称 株式会社琉球銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,500株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日～平成57年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	3名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使 用 人 (執行役員)	① 名称 株式会社琉球銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 9,600株 ③ 権利行使価格(1株あたり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日～平成57年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役、執行役員、および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	4名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

5. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針については、特に定めておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当行は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会の決議により「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めております。当該基本方針と運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令および定款に従い職務を執行し、当行全体の法令遵守態勢が適切なものになるよう努め、取締役会は、各取締役の執行状況を相互に監督する。

取締役会は、法令、定款およびその他行内規程の遵守を徹底するために、コンプライアンスの基本方針、組織体制、権限等を「コンプライアンス・マニュアル」および関連規程で定める。さらに、コンプライアンス上の事件、事故の未然防止あるいは拡大防止を目的に、コンプライアンス報告ルールおよび内部通報制度を定めるとともに、内部監査部門を設置し、内部統制の有効性と妥当性の確保に努める。あわせて、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

取締役会は、毎年、コンプライアンス・プログラムを制定し、使用人（当行の従業員、派遣契約に基づき当行に派遣されている労働者、業務請負契約等に基づき当行内に常駐する労働者、当行が雇用するパート、アルバイトをいう。以下同じ）に対する適切な研修、教育を実施し、その定着状況を取締役会で確認する。

(当該体制の運用状況)

法令等遵守については、コンプライアンス・プログラムを年度初めに策定し、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を年間11回開催するなどにより迅速な施策展開を図ったほか、取締役会にて実施状況を年間2回レビューしました。

法令等遵守態勢については、年1回内部監査により検証しているほか、平成27年度は内部通報制度の通報窓口を行外にも設け、有効性向上に努めました。

このほか、平成27年11月には弁護士によるコンプライアンスセミナーを取締役・部長等を対象に開催したほか、同じく11月に支店長を対象とした金融商品販売に関するコンプライアンスセミナーを開催するなど、適切な研修、教育を実施しています。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報（以下、職務執行情報）は、文書または電子媒体に保存し、関連規程に従い適切に保存、管理する。

職務執行情報は、取締役、監査役会等の求めに応じ、随時、提供できる体制を構築する。

（当該体制の運用状況）

平成 27 年度に 16 回開催した取締役会および 14 回開催した監査役会については、開催の都度議事録を作成し、出席した取締役および監査役の記名・捺印のうえ本店に保存しており、取締役、監査役会等の求めに応じ、随時提供できる体制となっています。

そのほか取締役が関与する重要会議の議事録は行内イントラネットに電磁的に保存し、適切な権限設定のうえ必要に応じて閲覧できるように管理されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は経営の健全性および適切性の確保、安定した経営基盤の確立を目的に、「リスク管理基本方針」、「リスク管理統括規程」および関連方針や関連規程等を制定し、各リスクの管理部署、管理方法を定め、リスクを適切に管理するとともに、リスク管理体制の整備、強化に努める。

各リスクの所管部署は、担当の取締役が管掌する。また、各リスクの所管部署は、定期的にリスクの管理状況を取締役会、常務会、各種委員会等に報告する。

不測の災害や事故等については、緊急措置ならびに行動基準を規定する「危機管理計画」を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開に備える。

（当該体制の運用状況）

リスク管理については、リスク管理統括規程により定めた部署により適切に実施しており、平成 27 年度中 13 回開催した ALM 委員会に管理状況が報告されたほか、リスクの特性に応じて定められた頻度・方法により経営陣または取締役会等に報告されています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の委任を受けた重要事項の決議、重要事項の審議、頭取諮問機関として常務会を設置するほか、必要に応じ取締役会、常務会、取締役に対する意見具申のために、「会議体規程」および関連規程で定める各種委員会等を設置する。

取締役会の効率的な職務執行を確保する観点から、取締役会、常務会、その他各職位の職務権限、事務分掌を「職務権限規程」、「組織規程」および関連規程で定めるとともに、必要に応じ職務執行の権限委譲を活用する。

(当該体制の運用状況)

平成 27 年度は常務会を 58 回開催し、取締役会の委任を受けた重要事項等を審議しました。なお、常務会には常勤監査役が出席しているほか、審議の結果は取締役会に報告されています。

(5) 当行ならびに子会社から成るグループ各社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、グループ各社の業務の適正性を確保するとともに、経営の効率化ならびに適切なリスク管理を実現するために、管理体制、権限、当行への調整・報告事項等を「りゅうぎんグループ統括要綱」で定める。

内部監査部門は、グループ各社のリスク管理状況を監査し、損失発生危険および不適正な業務等を把握した場合は、取締役会等へ報告する。

グループ各社は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、使用人に対して適切な研修、教育を実施し、コンプライアンスの浸透、定着を図る。

(当該体制の運用状況)

グループ各社の業況は、年間 4 回、連結対象 7 社より当行経営陣に報告がなされたほか、当行取締役会に年間 2 回報告がなされました。また、グループ各社の運営に関する重要事項については、「りゅうぎんグループ統括要綱」に基づき、各社より当行に対して事前協議または報告がなされています。

なお、グループ各社の業務の適正を確保するため、当行内部監査部門により連結対象 7 社に対して監査を実施しています。

(6) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するために、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。監査役が職務遂行を補助する使用人を求めたときは、監査役の職務遂行を補助する使用人を配置する。

(当該体制の運用状況)

監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置しており、監査役室長には営業店長、本部課長および監査部に在籍した職歴を持ち、監査業務の知識、経験がある者を配置しています。

(7) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・解雇・人事異動は、取締役からの独立性を考慮し、事前に監査役会の同意を得る。

監査役の職務を補助する使用人は、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず、取締役から独立し、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

監査役の職務を補助する使用人の人事的な評価については、監査役の意見を尊重する。

(当該体制の運用状況)

平成 27 年 3 月開催の監査役会において事前同意を得た後、平成 27 年 4 月に監査役室長の人事異動を実施しました。なお、監査役室の担当者は他の役職を兼務しておらず、取締役の執務室から離れ監査役と同じ執務室にて、監査役の指揮監督下で職務を行っています。

(8) 当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、当行グループ各社に著しい損害をおよぼす事実を発見した場合、当行グループ取締役および使用人の法令もしくは定款に違反する行為または恐れがある場合は、当該事実に関する事項、その他取締役会または監査役会が定める事項を監査役へ報告する。

なお、当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人が、内部通報制度等を活用して監査役に報告した場合においても、報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとする。

当行の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役および使用人は、監査役が監査業務の執行に必要と判断した事項および当行グループ各社の業務および財産の状況の調査に必要と判断した事項を監査役に報告する。

(当該体制の運用状況)

行内規程にて監査役に報告すべき事項を定め、著しい損害をおよぼす事実が発生した場合等には監査役に報告がなされる体制としており、規程に則った報告がなされています。

平成 28 年 3 月には「りゅうぎんグループ統括要綱」を改定し、グループ各社においてコンプライアンス違反等による重大なリスクが発生する事実を発見した場合等に内部通報制度を利用して当行監査役に報告がなされる体制を整備しました。

(9) 監査役職務執行にかかる費用の処理

監査役が当行に対して、その職務の執行にかかる費用の前払いまたは償還を請求した場合は速やかに処理するものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役監査基準により監査費用の前払いまたは償還を受けることができることが定められており、費用請求があった場合は当行にて速やかに処理されています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議して定め、頭取および内部監査部門等は、監査役会との情報交換会を定期的に開催し、監査が実効的に実施される監査体制を構築する。

監査役は、常務会、融資委員会、ALM 委員会等の主要な会議、各種委員会等にオブザーバーとして出席し、取締役の意思決定および業務の執行を確認することができるものとする。

(当該体制の運用状況)

常勤監査役は、平成 27 年度 58 回開催された常務会に 57 回オブザーバーとして出席し、必要に応じて意見を述べているほか、頭取と毎月意見交換を実施しています。

また、監査役は、内部監査部門から毎月 1 回、会計監査人から年間 7 回の定例報告を受けるとともに内部監査部門と会計監査人を交えた意見交換会を年 1 回開催しています。また、必要に応じて情報交換を随時行うなど、監査が実効的に行われるための連携を図っています。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

取締役会は、金融機関として公共の信頼維持、業務の適切性および健全性の確保を目的に「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対し、組織的に毅然とした態度で関係を遮断する。

反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署および情報収集、管理、報告方法等を定め、行内研修等により周知をはかるとともに、警察や警察関係機関および弁護士等外部の専門機関と連携することで、情報収集や事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

行内規程にて、反社会的勢力への対応について明示するとともに、反社会的勢力との取引を防止するための情報収集、管理、報告、事前審査態勢を整備しています。

平成 27 年度は、反社会的勢力への対応に関連する研修を 15 回実施し職員への周知徹底を図りました。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

9. 会計参与に関する事項

会計参与設置会社ではありません。

10. その他

該当事項はございません。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5～50年

その他 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,777百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）
による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻引当金

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認めた額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 2,019 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 20,155 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,104 百万円、延滞債権額は 26,587 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 523 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,632 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 30,848 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,658 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	80,005 百万円
預け金	38 百万円
その他資産	10 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	18,371 百万円
債券貸借取引受入担保金	10,961 百万円
借入金	25,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 35,732 百万円、その他資産 27 百万円及び預け金 15 百万円を差し入れております。

子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。また、その他の資産には、保証金 595 百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 264,867 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 264,351 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,194 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,989 百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 338 百万円
 13. 社債は全額劣後特約付社債であります。
 14. 関係会社に対する金銭債権総額 20,429 百万円
 15. 関係会社に対する金銭債務総額 8,824 百万円
 16. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、285 百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	386 百万円
役員取引等に係る収益総額	211 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	20 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1 百万円
役員取引等に係る費用総額	723 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	912 百万円

2. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	りゅうぎん保証(株)	沖縄県那覇市	信用保証業務	直接 100.00%	役員の兼任 債務の被保証	被債務保証 支払保証料	429,797 187	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

注 当行の取扱う個人ローン商品等に対する債務保証残高であり、保証料率については、商品ごとに保証対象の信用リスク等を勘案し決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	488	1	52	437	注

注 単元未満株式の買取による増加並びに新株予約権の権利行使及び単元株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金
銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	27,334	28,783	1,448
	社債	7,505	7,696	190
合計		34,839	36,479	1,639

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当ございません。

注 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,975

4. その他有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,142	3,744	1,397
	債券	324,649	320,331	4,317
	国債	165,243	162,722	2,521
	地方債	15,081	14,732	348
	社債	144,324	142,876	1,447
	その他	57,245	55,775	1,469
	小計	387,036	379,851	7,185
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,049	1,252	△203
	債券	15,067	15,068	△0
	国債	15,000	15,000	△0
	社債	67	67	△0
	その他	29,518	29,637	△118
	小計	45,635	45,957	△322
合計		432,672	425,809	6,863

注 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,885
その他	178
合計	2,064

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
該当ございません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	999	39	33
債券	14,110	51	22
国債	14,011	51	21
社債	99	—	0
その他	81,356	1,257	650
合計	96,466	1,348	705

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当事業年度における減損処理はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,309	1,309	—	—	—

注1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,202 百万円
退職給付引当金	1,872
有税償却有価証券	1,061
減価償却	453
その他	783
繰延税金資産小計	7,373
評価性引当額	△1,834
繰延税金資産合計	5,538
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,024
前払年金費用	369
その他	15
繰延税金負債合計	2,409
繰延税金資産の純額	3,129 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.28%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.14%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.91%となります。この税率変更により、繰延税金資産は145百万円減少し、その他有価証券評価差額金は105百万円増加し、法人税等調整額は250百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は116百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,572円41銭
1株当たりの当期純利益金額	132円75銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	132円18銭

第100期

平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金								
当 期 首 残 高	54,127	10,000	10,000	1,492	22,824	24,317	△ 572	87,872	4,705	0	1,429	6,135	196	94,203
当期変動額														
剰余金の配当			—	285	△1,712	△1,426		△1,426				—		△1,426
当期純利益			—		5,052	5,052		5,052				—		5,052
自己株式の取得			—				△2	△2				—		△2
自己株式の処分			—		△5	△5	61	55				—		55
土地再評価 差額金の取崩			—		222	222		222				—		222
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）			—					—	132	△0	△105	26	8	34
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	285	3,556	3,842	58	3,900	132	△0	△105	26	8	3,935
当 期 末 残 高	54,127	10,000	10,000	1,777	26,381	28,159	△ 513	91,773	4,838	△0	1,323	6,161	204	98,139

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

りゅうぎんビジネスサービス 株式会社

りゅうぎんオフィスサービス 株式会社

株式会社 りゅうぎん総合研究所

株式会社 りゅうぎんディーシー

りゅうぎん保証 株式会社

株式会社 OCS

株式会社 琉球リース

なお、当連結会計年度より、株式会社OCSの株式を追加取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当する会社はございません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当する会社はございません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当する会社はございません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも3月末日であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年

一部の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

当行の社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,777百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認めた額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

11. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認めた額を計上しております。

12. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。

13. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

14. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産については、決算日の為替相場により換算しております。

15. 収益及び費用の計上基準

リース業を営む連結子法人等のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

一部の連結子会社の、包括信用購入斡旋業務及び個別信用購入斡旋業務の収益の計上については、期日到来基準とし、主に7・8分法によっております。

16. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を行っておりません。

17. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、
支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、
取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。
また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。
加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、
当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額 43 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 20,155 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,196 百万円、延滞債権額は 26,778 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 705 百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,879 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 31,559 百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,658 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	80,005百万円
リース債権及びリース投資資産	12,628百万円
その他資産	7,768百万円
有形固定資産	1,270百万円
貸出金	160百万円
預け金	38百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	41,376百万円
預金	18,371百万円
債券貸借取引受入担保金	10,961百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 35,732百万円、その他資産27百万円及び預け金15百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金660百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 287,148 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 286,632 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,194 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 19,341 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 338 百万円

13. 社債は全額劣後特約付社債であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 354 百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 585 百万円、株式等売却損 454 百万円及び債権売却損 453 百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	38,508	—	—	38,508	
自己株式					
普通株式	488	1	52	437	注

注. 単元未満株式の買取による増加及び新株予約権の権利行使 52 千株に伴う減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			204		
	合計		—			204		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	760 百万円	20 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 26 日
平成 27 年 11 月 11 日 取締役会	普通株式	666 百万円	17.5 円	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 12 月 4 日
合計		1,426 百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	666 百万円	利益 剰余金	17.5 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 29 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、子会社及び子法人等7社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務、個別信用購入斡旋業等などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達及び貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っておりますが、デリバティブ取引は「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置付けており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取り組んでおりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当連結会計年度末現在における貸出金のうち、不動産業、医療・福祉業、建設業、卸売業、小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、これらの業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、商品有価証券及び有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しているほか、一部の子会社及び子法人等ではその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には主に、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引、債券先物オプション取引等があります。当行では、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で、「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規により、デリバティブ取引を行っております。金利リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は、貸出金、債券等、ヘッジ手段は金利スワップ等であります。ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に則り行っております。為替変動リスクに対するヘッジ会計を適用した場合の会計方法は、繰延ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップ及び為替スワップであります。ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に則り行っております。また、一部の子会社及び子法人等では、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理体制は、営業部門から独立し与信判断や銀行全体の信用リスクの管理を行う審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、与信監査部門として資産の自己査定を監査するリスク統括部の相互牽制体制から構成されております。信用リスクのうち信用集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」や「信用リスク管理方針」により特定の業種、企業、グループへの与信の集中を排除しており、融資運用方針の遵守状況を定期的に取り締役会が確認しております。貸出金等の与信から生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付毎の倒産確率や債権毎の保全状況に応じた信用リスクを定量化することで行っており、格付毎、業種毎、地域毎の信用リスクの分布状況を把握・分析することで信用リスクを管理しております。市場取引にかかる信用リスク管理は、主に公正な第三者機関である外部格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定、遵守することでリスク管理を徹底しております。

② 市場リスクの管理

ア 金利リスクの管理

当行グループは、スプレッド収益管理手法等を用いた ALM により金利リスクを管理しております。市場リスクに関する規程により、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、ALM 委員会において市場動向の把握・分析、資産の運用及び管理状況の把握・確認、今後の対応策等の協議を行っております。日常的には金融資産及び負債についてリスク統括部はリスクリミットやアラーム・ポイントの遵守状況を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

イ 為替リスクの管理

当行グループの為替リスクについては、主に為替スワップ取引及び債券レポ取引等を利用し、持高限度額を定め常にポジションをスクエアにし、為替相場の変動リスクを最小化することとしております。

ウ 価格変動リスクの管理

当行の有価証券を含む投資商品の保有については、市場運用部門である証券国際部の運用方針に基づき、市場リスク統括部門であるリスク統括部の管理の下、市場取引運用基準に従って行われております。証券国際部では、事前調査や投資限度額の設定、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、総合企画部、一部の子会社及び子法人等で管理している株式等の多くは、発行会社との取引関係の維持・深耕や県経済発展への寄与、社会的責任・公共的使命を果たすことを目的として保有しているものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報や管理状況は、ALM 委員会において定期的に報告されております。

エ デリバティブ取引

当行グループのデリバティブ取引のリスク管理体制につきましては、市場運用部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク統括部を設置しております。市場運用部門につきましては、取引の約定を行う市場取引部門（フロントオフィス）と、運用基準・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行う後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク統括部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始しております。

オ 市場リスクに係る定量的情報

（ア） トレーディング目的の金融商品

トレーディング目的の金融商品は保有しない方針としております。

（イ） トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。当行では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度で予想される合理的な金利変動幅を用いた、当面1年間の損益に与える影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いています。

平成28年3月31日現在、当行のトレーディング目的以外の金利リスク量（VaR）は、全体で6,755百万円であります（観測期間5年、信頼区間99%、保有期間：預貸金等250日、債券90日）。当該リスク量は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、合理的な予想変動幅を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、価格変動リスクの影響を受ける「有価証券」のうち時価のある株式等については、過去のマーケット指標や市場価格の変動実績から、期末後1年程度で予想される合理的な価格変動幅を用いた、当面1年間の損益に与える影響額を、価格変動リスクの算定にあたっての定量的分析に利用しています。当該影響額の算定にあたっては、個別の価格変動幅を用いて見積ることを原則としています。

平成28年3月31日現在、当行のトレーディング目的以外の価格変動リスク量（VaR）は、全体で8,776百万円であります（観測期間5年、信頼区間原則99%以上、観測期間：時価のある株式・投資信託90日、政策投資及び非上場銘柄、時価のない株式・投資信託250日）。当該リスク量は、金利などのリスク変数との相関を考慮しておりません。また、合理的な予想

変動幅を超えるマーケット指標や市場価格の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ウ) リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合の開示情報

(価格変動リスク)

当行において、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される時価のない株式等があります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成 28 年 3 月 31 日現在の TOPIX のボラティリティ 163 ベーシス・ポイント (1.63%、観測期間 1 年) から、当該金融資産についての価格変動リスク (VaR) は 2,355 百万円となります。(保有期間 1 年、信頼区間 99%)。

(為替リスク)

当行において、為替リスクについては外貨調達範囲内でのカバー取引を前提とした運用であり、持高限度額を定め為替相場の変動リスクを最小化することとしているため、定量的分析を利用していません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本方針としており、日々の資金繰りを担う証券国際部 (資金繰り管理部署) と資金繰り管理部署の手法並びに手続きなどの適切性を検証する総合企画部 (流動性リスク管理部署) を明確に区分し、相互に牽制する体制としております。

管理手法としては、支払準備額や預貸率等について、それぞれリスクリミットを設定し、モニタリングを実施することで、流動性リスクの状況を管理しております。また、不測の事態に備えて、資金繰りの状況を逼迫度に応じて 4 段階に区分し、それぞれの局面において権限者、対応策などを定め、速やかに対処できる体制を整えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	228,705	228,705	—
(2) コールローン及び買入手形	776	776	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,839	36,479	1,639
その他有価証券	432,486	432,486	—
(4) 貸出金	1,446,976		
貸倒引当金（*1）	△9,293		
貸倒引当金控除後	1,437,683	1,451,660	13,977
資産計	2,134,490	2,150,107	15,616
(1) 預金	2,029,767	2,030,370	△603
(2) 借入金	42,294	42,299	△5
(3) 社債	12,000	12,164	△164
負債計	2,084,061	2,084,834	△772
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(182)	(182)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(10)	(10)	—
デリバティブ取引計	△192	△192	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、重要性が乏しいこと及びそのすべてが、残存期間 1 年以内の短期であることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を TIBOR 等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

※「買入金銭債権」、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「外国為替」、「その他資産」については重要性が乏しいため注記を省略しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期（1年以内）のもの並びに重要性が乏しいものについては、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

※「外国為替」については重要性が乏しいため注記を省略しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1)	2,574
② 組合出資金(*2)	178
合 計	2,753

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	193,191	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	776	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	155	87	—
金銭の信託	1,309	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	3,004	8,501	—	20,238	—	3,095
うち国債	1,002	2,998	—	20,238	—	3,095
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	2,002	5,503	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	109,611	152,352	77,204	25,482	32,460	20,045
うち国債	47,172	84,957	26,710	21,402	—	—
地方債	—	5,669	—	1,756	6,050	1,604
社債	38,204	58,807	30,914	1,761	5,232	9,470
その他	24,233	2,917	19,579	562	21,177	8,971
貸出金(*2)	267,225	207,403	152,082	115,445	139,905	431,203
合 計	575,118	368,257	229,286	161,322	172,453	454,344

(*1) 預け金のうち、満期のないもの193,137百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない28,009百万円、期間の定めのないもの105,701百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,917,003	103,381	9,383	—	—	—
借入金	6,738	32,768	2,482	291	8	5
社債	—	—	—	—	12,000	—
合 計	1,923,742	136,149	11,865	291	12,008	5

(*) 預金のうち、要求払預金1,105,982百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	27,334	28,783	1,448
	社債	7,505	7,696	190
合計		34,839	36,479	1,639

3. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	5,199	3,759	1,439
	債券	324,649	320,331	4,317
	国債	165,243	162,722	2,521
	地方債	15,081	14,732	348
	社債	144,324	142,876	1,447
	その他	57,245	55,775	1,469
	小計	387,093	379,866	7,227
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	1,049	1,252	△203
	債券	15,067	15,068	△0
	国債	15,000	15,000	△0
	社債	67	67	△0
	その他	29,518	29,637	△118
	小計	45,635	45,957	△322
合計		432,729	425,824	6,904

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

該当ございません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	999	39	33
債券	14,110	51	22
国債	14,011	51	21
社債	99	—	0
その他	81,356	1,257	650
合計	96,466	1,348	705

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ございません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当連結会計年度における減損処理はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,309	1,309	—	—	—

注1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.28%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.14%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.91%となります。この税率変更により、繰延税金資産は219百万円、繰延税金負債は1百万円、退職給付に係る負債は37百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は105百万円、法人税等調整額は286百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は116百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	2,780 円 04 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	271 円 46 銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	270 円 29 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 64百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、監査役3名 及び執行役員8名	取締役8名、監査役3名 及び執行役員3名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数 (注)	普通株式 95,600株	普通株式 74,500株
付与日	平成23年7月29日	平成24年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない	同 左
権利行使期間	平成23年8月1日から 平成53年7月28日まで	平成24年8月1日から 平成54年7月30日まで

	平成25年 ストック・オプション	平成26年度 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役3名 及び執行役員3名	取締役10名、監査役3名 及び執行役員3名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数 (注)	普通株式 54,200株	普通株式 50,600株
付与日	平成25年7月31日	平成26年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない	同 左
権利行使期間	平成25年8月1日から 平成55年7月30日まで	平成26年8月1日から 平成56年7月30日まで

	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役3名 及び執行役員4名
株式の種類別のストック・ オプションの付与数 (注)	普通株式 37,500株
付与日	平成27年7月31日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない
権利行使期間	平成27年8月1日から 平成57年7月30日まで

注. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成23年 ストック・ オプション	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション
権利確定前（株）				
前連結会計 年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計 年度末	36,900	50,200	41,200	50,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	10,800	17,900	12,800	11,000
失効	—	—	—	—
未行使残	26,100	32,300	28,400	39,600

	平成27年 ストック・ オプション
権利確定前（株）	
前連結会計 年度末	—
付与	37,500
失効	—
権利確定	37,500
未確定残	—
権利確定後（株）	
前連結会計 年度末	—
権利確定	37,500
権利行使	—
失効	—
未行使残	37,500

②単価情報

	平成23年 ストック・ オプション	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 1,172円	1株当たり 1,172円	1株当たり 1,172円	1株当たり 1,172円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 927円	1株当たり 854円	1株当たり 1,162円	1株当たり 1,411円

	平成27年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 1,172円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 1,715円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	25.366%
予想残存期間 (注) 2	3.8年
予想配当 (注) 3	1株当たり 35円
無リスク利子率 (注) 4	0.047%

注1. 算定基準日(平成27年7月31日)において予想残存期間に対応する期間の株価をもとに算定した、当行の週次ヒストリカルボラティリティを採用しております。

2. 過去10年間に退任した役員の内任期間をベースに、現在の在任役員の内任までの期間を職位ごとに算出し、その平均値を予想残存期間としております。

3. 平成27年3月期の配当実績を採用しております。

4. 予想残存期間に近似する長期国債の複利利回りの平均値を採用しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(重要な後発事象)

該当ございません。

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	54,127	10,060	28,533	△572	92,148	4,711	0	1,429	△681	5,459	196	2,008	99,812
当期変動額													
剰余金の配当			△1,426		△1,426								△1,426
親会社株主に帰属する当期純利益			10,331		10,331								10,331
土地再評価差額金の取崩			222		222								222
自己株式の取得				△2	△2								△2
自己株式の処分		△5		61	55								55
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						133	△0	△105	△975	△948	8	231	△708
当期変動額合計	-	△5	9,126	58	9,179	133	△0	△105	△975	△948	8	231	8,471
当期末残高	54,127	10,054	37,660	△513	101,328	4,845	△0	1,323	△1,657	4,510	204	2,240	108,284